

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

75歳以上の人と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の人へ

## 令和8年度に75歳になるみなさんへ

高齢者医療係  
055-934-4728

75歳の誕生日をむかえた人すべてと65歳以上で一定の障がいがあると認定された人のうち希望する人は、それまで加入していた医療保険(国保や会社の健康保険組合など)を脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

### ★「資格確認書」等について

令和8年7月31日まで…75歳の誕生日までに後期高齢者医療「資格確認書」を郵送します。  
令和8年8月1日以降…対応については未定のため、決まりましたら広報ぬまづ等で案内します。

### ★保険料の納め方

誕生日	保険料決定通知時期	納付方法(75歳到達年度)
4・5月	8月中旬	10月から年金天引きで納めます
6・7月	9月中旬	口座振替(もしくは納入通知書)で納めます (年金天引きはありません)
8月以降	誕生日の翌々月中旬	

※年金天引きには一定の条件がありますので、年間を通じて口座振替(もしくは納入通知書)で納めていただく場合もあります。

※口座振替をお勧めします。資格確認書をお送りする際に同封されている「口座振替申込書」に記入・押印して返送していただくか、直接金融機関の窓口でお申し込みください。(ゆうちょ銀行は資格確認書同封の「口座振替申込書」は利用できません)

### ◆国民健康保険料を口座振替で納めている人も、あらためてお申し込みが必要です。

## 子ども・子育て支援金制度が始まります

### ◆子ども・子育て支援金制度とは

全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。支援金は、児童手当の拡充・妊婦のための支援給付・育児時短就業給付など6つの事業に充てられます。

### ◆後期高齢者医療保険料に加算されます

支援金は、令和8年度より、加入する医療保険の保険料とあわせて負担していただくこととなります。後期高齢者医療保険の場合、従来の保険料(医療分)に加えて、子ども・子育て支援納付金分が加算されます。

### ◆後期高齢者医療保険料における徴収開始時期

令和8年度後期高齢者医療保険料における子ども・子育て支援納付金分は、前年度所得確定後の「後期高齢者医療保険料納入通知書」(8月送付予定)にて反映予定としています。普通徴収(口座振替・納付書払い)では8月末納期限の第1期分から、特別徴収(年金天引き)では10月に支給される年金特徴額から反映される予定です。

※制度の詳細をお知りになりたい方は、4ページの二次元バーコードよりご確認ください。

## 令和8・9年度の保険料率が決まりました

◆後期高齢者医療制度の保険料率は2年ごとに変わります。

	医療分	子ども・子育て分	合計
所得割率	9.35%	0.25%	9.6%
均等割額	51,100円	1,400円	52,500円

◆令和8・9年度の保険料計算方法は次のとおりです。静岡県内一律です。

(子ども・子育て分は8年度のみ適用料率で9年度は改めて決定します)

保険料は、被保険者全員が同額を負担する均等割額と、所得に応じて負担する所得割額を合計したものです。

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 52,500\text{円} + \text{所得割額 } \text{賦課のもととなる所得金額}(\%) \times 9.6\%$$

(上限85万円)※医療分  
(上限2万1千円)※子ども分

(※) 賦課のもととなる所得金額=令和7年中の所得-43万円(旧ただし書き所得)

※所得の少ない人や、後期高齢者医療制度の資格を取得した日の前日において、会社の健康保険組合などの被用者保険の被扶養者であった人は保険料が軽減されます。

## 令和8年度 保険料の仮徴収(年金天引き)を行います

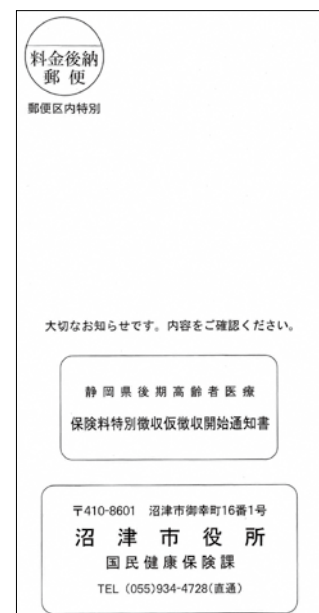
令和8年度の保険料決定は8月です。

保険料を特別徴収(年金天引き)で納める人は年6回支給される年金のうちの3回で仮に算定した額(前年度保険料の約半額)を納めます。特別徴収の対象となる人には、3月に保険料特別徴収仮徴収開始通知書をお送りします。

仮徴収		
4月	6月	8月

なお、本徴収として、確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて納めます。

本徴収		
10月	12月	2月



特別徴収	普通徴収
<p>年金を受給している人は、<b>年金からの天引きが原則</b>です。</p> <p>※複数の年金を受給されている人は、天引き対象となる年金の優先順位があるため、年金額が年額18万円以上であっても特別徴収ではなく普通徴収の場合があります。</p> <p>※介護保険料が年金天引きされていることが条件となります。</p>	<p>特別徴収の対象とならない人は、<b>原則、口座振替</b>により保険料を納めていただきます(もしくは納付書払いになります)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金額が年額18万円未満の人</li> <li>・後期高齢医療制度の保険料と介護保険料との合計が、年金額の1/2を超える人</li> <li>・特別徴収を希望されない人(申請必要)(口座振替で振替不能となった人は特別徴収に戻ることがあります)</li> </ul>